

財政負担と町村福祉事務所の設置動向

石 飛 猛

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第55号抜刷）

報告・資料

財政負担と町村福祉事務所の設置動向

A financial burden and trends in setting the municipal welfare offices

石 飛 猛

キーワード：町村福祉事務所、地方交付税、特別交付税、保護費国庫負担、財政負担

はじめに

現在（平成21年4月）、福祉事務所は、全国に1,244か所が設置されている。このうち町村が設置する町村福祉事務所は、27か所と少ないが、近年、増加している。町村福祉事務所は、鳥根県、広島県、岡山県、鹿児島県、大阪府、奈良県で設置され、鳥根県、広島県の設置数が多い。特に鳥根県ではすべての町村に町村福祉事務所が設置されている。

福祉事務所の設置については、町村は任意設置（社会福祉法14条3項）である。それにもかかわらず、鳥根県、広島県等の特定の県で町村福祉事務所が拡大している背景には何があるだろうか。

町村福祉事務所設置の府県側のメリットとしては、経費削減や地方分権の大義名分が考えられ、町村側のメリットとしては、権限拡大や住民が福祉事務所にアクセスしやすくなるなど住民サービス向上が想定される。本来は、町村福祉事務所設置の是非は、住民の生活支援という公的責任を果たすために必要かどうかという視点で判断されなければならない問題である。

しかし、同時に町村福祉事務所設置が、過大な財政負担を招かないかどうかという点を十分に考慮して判断される必要がある。とりわけ地方財政危機といわれる現状においては、財政負担の検討は不可欠である。

そこで、小論では、総務省の公表資料をもとに、町

村福祉事務所の設置にともなう生活保護費負担や人件費負担が、特別交付税によってどの程度補填されるのかという点に絞って検討する。

ただし、町村分の保護費負担等を掲載した総務省の公表資料が平成19年度分だけであるため、入手可能な資料の範囲内での暫定的な検討であることをあらかじめお断りしておきたい。

なお、町村資料ではなく、総務省の資料を使用する理由は、各町村にあっては、特別交付税交付額（以下、特別交付税と略す）が他の特別交付税額との合計額で交付されるため、町村福祉事務所分の額が不明であるためである。

町村福祉事務所の設置状況

1. 中国各県における町村福祉事務所の設置状況

以下、表1に沿ってみていく。町村福祉事務所は、昭和30年代には、奈良県に2か所のみで、昭和47年に大阪府で1か所増え、計3か所となったが、平成10年時点でも、奈良県に2か所、大阪府に2か所と全国で計4か所でしかない。町村福祉事務所は任意設置であり、当時、町村福祉事務所の設置は、全国的には例外的なことであったことが分かる。

その後、広島県で、平成16年度に1か所が設置されたのを皮切りに、平成18年度に広島県で新たに4か

所、鳥根県で1か所が設置され、平成19年度に鳥根県で6か所、鹿児島県で1か所、平成20年度に鳥根県で4か所と拡大し、平成21年度には、さらに広島県で3か所、鳥根県で2か所が増設されている。岡山県では、平成20年度に1か所、平成21年度に1か所が増設されている。この他には、鹿児島県の1か所がある。

この結果、広島県では全9町のうち8町が、鳥根県では、全13町村すべてが町村福祉事務所を設置している。その他の中国各県の動向をみると、岡山県が全12町村のうち2か所で設置、鳥根県では、平成22年度に15町村のうち3か所で設置が予定されているが、山口県では、7町村のうち設置町村はない。

町村福祉事務所の設置数を年次別にみると、平成16年度に1カ所、平成18年度に5カ所、平成19年度に7か所、平成20年度に5か所、平成21年度に7か所が新たに設置されており、町村福祉事務所の増加は平成16年度以降の動きといえる。また、地域的には、広島県が先行し鳥根県がそれを追うという、今のところ、広島県、鳥根県を中心とするもので、全国的には例外的な動向と見るができる。

2. 鳥根県における町村福祉事務所設置の動き

鳥根県庁の福祉保健課での聴き取りによると、平成22年度には鳥根県でも3町で設置予定で、中にはすでに福祉事務所要員として社会福祉士を公募、採用した町もある。この3町は、日吉津村（人口3,073人）、江府町（人口3,643人）、日南町（人口6,112人）である。いずれも鳥根県西部に位置しており、鳥根県での町村福祉事務所の動きに影響されたものと思われる。

同課資料¹⁾によると県庁としても、先進地調査として、平成20年11月と平成21年3・4月に鳥根県本庁、平成20年11月に鳥根県東出雲町役場、平成21年2月には鳥根県飯南町役場を調査している。そして、平成20年10月から12月にかけて、県下の町長・副町長に制度説明を行い、平成21年2月16日には、県と市町村との行政懇談会で「町村福祉事務所の設置検討」について意見交換を行っている。さらに平成21年5月に

は、鳥根県飯南町福祉事務所職員を招いて、県下全町村対象の勉強会を開催している。

しかし、これらの動きは、県庁での聴き取りや資料からは県庁としての明確な戦略や計画に基づくものとの印象はない。知事も議会で「特別交付税が措置をされますので、大体1つの町で5,000万円ぐらいは余剰が出るくらい手厚い措置が今なされていますので、ぜひ進めていくべき」と答弁²⁾しており、的確な財政分析も行われていない。まして、県庁組織の合理化や町村の権限拡大・町村の財源確保、地方分権の促進などの明確な意図や戦略に基づく動きとは思われない。

おそらく地理的に鳥根県に近く、鳥根県における町村福祉事務所設置の動きに刺激された鳥根県西部の町村が、福祉事務所設置に関心を示し、県庁がそれに対応したというのが実態ではないかと思われる。

3. 鳥根県における町村福祉事務所設置と財政負担

鳥根県での動向³⁾をみると、行政改革や地方分権の検討過程で、町村福祉事務所設置が検討されたが、当初は具体化していなかった。そこへ、平成の市町村合併によって、県福祉事務所の管轄区域が飛び地状態になったことから、県庁組織の簡素化・合理化のため、県庁側から町村福祉事務所設置を町村会に提起したというのが県庁側の本音のように思われる。

その際、町村会側は、財政負担についてかなり強い不安を持っていたようであるが、県庁側が町村会を強力で説得したものと思われる。そのため、町村会は覚書の中で県に対して、特別交付税が「現行方式による算定額を大幅に下回り福祉事務所の運営に支障を及ぼすような事態となった場合には財政上の配慮から適切な対応を行う」⁴⁾よう求めている。

市町村合併にともなう県の福祉事務所組織の簡素化・合理化の要請は、全国共通のものと考えられるにもかかわらず、なぜ、町村福祉事務所設置が広島県、鳥根県を中心とする中国各県に限定された動きとなったのだろうか。複数の要因がからんだ動きではあるが、中国各県以外に広がっていないのは、結論から言えば町村側の特別交付税による財政補填という点に対

する不安感が大きく影響したためではないだろうか。

つまり、特別交付税による補填という現行制度を信頼する町村では、財政負担増は大きくならないと判断して町村福祉事務所設置に動き、逆に特別交付税による補填は負担増の危険があると判断する町村は、福祉事務所を設置しようとはしないであろう。

この点、鳥根県では、覚書に見られるように県庁側が町村会側に財政負担は心配ないと説得したことがうかがわれ、その場面では権限移譲や地方分権の議論は付随的なものであったのではないかと思われる。

このように広島県、鳥根県では、市町村合併が進むなか県庁側の財政補填に関する説得が強かったため、福祉事務所設置が拡大したのではないだろうか。ただし、鳥根県では「覚書」のなかで、町村福祉事務所設置にともなう財政負担を特別交付税により補填する現行制度を普通交付税によるものに変更するよう要望⁵⁾ するとしており、「特別交付税による補填」を一応、信頼するが不安定な財源であることを認識していることがわかる。

そこで、限られた資料による検討であるが、特別交付税による補填を信頼できるのか、以下、検討したい。

町村福祉事務所設置にともなう財政負担

1. 町村福祉事務所設置と特別交付税

町村福祉事務所を設置すると、(1)福祉事務所運営費と、(2)生活保護費負担分が新たな負担となるが、これらに対して、(3)特別交付税が交付され補填されることになっている。なお、生活保護費には国庫負担があり、実際の町村負担分は、町村の保護費支出額から保護費国庫負担金を差し引いた額となる。

町村福祉事務所設置にともなう特別交付税の算定は地方交付税法(基準財政需要額の算定)及び特別交付税に関する省令で下記の算式によるとされている。

$$A \text{ 単位費用} \times B \text{ 測定単位 (人口)} \times C \text{ 補正係数}$$

鳥根県資料⁶⁾では、福祉事務所運営費分と生活保護費負担分に別け、以下のように算出するとしている。

(1) [福祉事務所運営費分]

<A単位費用>

社会福祉費単位費用は、14,800円(平成19年度)

<B測定単位>は、人口を使う。

<C補正係数> 計算方式=段階×態様+密度

福祉事務所設置町村には、市との措置費の負担割合の違い等による行政権能差分が補填される。行政権能差分とは、たとえば、市分を1とした場合、福祉事務所設置がない一般の町村に普通交付税で0.845が措置されていたとすると福祉事務所設置によって市分の1との差0.155を補填されるという仕組みである。

(2) [生活保護費負担分]

<A単位費用>

生活保護費単位費用は、6,580円(平成19年度)

<B測定単位>は人口を使う。

<C補正係数>(市の普通交付税と同じ計算式である)

計算方式=段階×態様×(寒冷Ⅰ+寒冷Ⅱ)+密度

次に実際の数値を見ていく。平成19年度の鳥根県資料⁶⁾の例示をみると、たとえば、人口5,979人の飯南町では、以下のような数値となるとしている。

(1) 福祉事務所運営費分

=社会福祉費分(行政権能差分) 16,369千円

単位費用14,800円×測定単位(人口)5,979人

×補正係数2.331=206,268千円

(市福祉事務所との行政権能差分は0.155)

206,268千円-189,899千円(既参入額)=16,369千円

(2) 生活保護費分69,162千円

単位費用6,580円×測定単位(人口)5,979人

×補正係数1.758=69,162千円

鳥根県庁は、この計算に基づいて町村の福祉事務所に係る特別交付税措置相当額を県分の特別交付税から控除して町村福祉事務所設置町村に交付するので町村福祉事務所の負担は市部の福祉事務所の負担と同等と

なると説明している。

しかし、生活保護費の実際の町村負担額は保護率によって決まるが、特別交付税の生活保護費分は、単位費用×測定単位（人口）×補正係数で計算されており、実際の負担額をどの程度補填しているのだろうか。

そこで、次節では総務省公表の決算数値を使って町村の実負担額がどのような額になるのかを検討する。

2. 生活保護費の町村負担額と特別交付税

以下では、総務省の「平成19年度市町村別決算状況調」^[1]と「平成19年度決算カード」^[2]を基に鳥根県の町村の実際の負担額を検討していく。

まず、表2に沿って見ていく。町村の生活保護に要する費用つまり町村の保護費支出額から保護費国庫負担金を差し引いた額は、表2では $E = C - D$ である。これを補填するのが特別交付税ということになる。

特別交付税に関する先の鳥根県資料の例示では、人口5,979人の飯南町では、生活保護費分は6916.2万円とされている。実際の額は、生活保護費が5380.2万円で、保護費国庫負担金が2348.3万円であるので、飯南町の負担額は、3031.9万円で、これは例示の生活保護費分6916.2万円の半額以下である。この差額約3,900万円は飯南町にとって福祉事務所設置による大きな財政的メリットということになる。

なお、岡山県西粟倉村での聞き取りでも、特別交付税で約1,300万円のプラスになったと推測されるとの情報があった。西粟倉村では保護世帯が数件でその多くが入院患者であるため、福祉事務所設置のための増員はしていない。また、飯南町の保護率は4.7%、保護世帯数17世帯、保護人員27人で、鳥根県の保護率は、図1のとおり全国平均より低く6.1%である。

生活保護費の負担額は保護率に左右されるので、保護率が低く保護世帯数が少ない町村については、生活保護費の負担額以上に特別交付税で補填され、余剰が生まれると推測されるが、逆に保護率が高く保護世帯数の多い町村では、かなり赤字が出るのではないかと。

そこで、保護率と財政負担の関係について、平成18

年度設置がある広島県の4町の保護率データ^[3]と特別交付税額を使って検討する。（平成19年度以降の町村福祉事務所ごとの保護率は公表されていない）

3. 特別交付税額の年次推移と生活保護費の町村負担

まず、総務省の「地方財政白書」^[4]で交付税総額の推移を確認しておく。平成17・18・19年度では、普通交付税が15兆9,447億円、15兆408億円、14兆2,903億円となり、特別交付税が1兆140億円、9,545億円、9,124億円と年々減額されている。

次に、「決算カード」によって、町村の特別交付税の推移をみていく。表3をみると、特別交付税は、鳥根県では、平成19年度設置の6町村すべてで福祉事務所設置年度には増加しており、広島県でも平成18年度設置の4町のうち神石高原町を除く3町で福祉事務所設置年度には増加している。

ところが、福祉事務所設置後2年目になると、特別交付税が大幅に減少している。広島県の4町ともに、表3・図2のように、特別交付税が一般会計決算額構成比で0.2%~0.6%相当額が減少しており、鳥根県でも、表3のとおり福祉事務所設置後2年目の飯南町で特別交付税が一般会計決算額構成比で0.4%相当額が減少している。

次に、このような特別交付税の減少額と生活保護費の実質負担額を鳥根県の4町で比較してみる。

表4のとおり、保護費の町負担額は3078.5万円から7357.6万円で、特別交付税額に占める割合をみると6~16%である。特別交付税の減少額と保護費の町負担額でみると、負担増が一番大きいのは安芸太田町のマイナス3921万円で、町の保護費負担額3078.5万円以上の減額である。

この4町の特別交付税の減少額は4622.8万円から7188.4万円で、保護率は3.7%から6.0%、保護人員は45人から112人、人口は8,238人から20,857人で、特別交付税の減少額と保護率との間に関連は見られない。以上、4町の検討では、特別交付税と保護率との間の関連性はみられない。

次に、表3と表4で、鳥根県で唯一平成18年度設置

である飯南町をみていく。特別交付税は、平成18年度が63273.8万円で福祉事務所設置1年目は前年比（対平成17年度）9678.9万円の増加で、保護費負担額を平成19年度と同額の3031.9万円とすれば、約6,600万円のプラスとなる。先の鳥取県知事の議会答弁の「5,000万円ぐらゐは余剰が出るぐらゐ手厚い措置」とは、この点を根拠にしているものと思われる。

ところが、特別交付税は設置2年目の平成19年度には59292.8万円となり、前年比3981万円減額で、設置2年目にして、保護費負担額（平成19年度3031.9万円）以上の特別交付税が削減されたことになる。

次に、表4で鳥根県の7町の保護費の町負担額が特別交付税額に占める割合をみると、東出雲町の31%から知夫村の0.6%まで大きな差がある。町負担額が110万円の知夫村を除外しても、人口規模との関連はなく、特別交付税額の変化に規則性はうかがえない。

以上のように福祉事務所設置2年目にして大幅減額されている点を見ると、特別交付税という不安定な財源による保護費負担の補填では、町村福祉事務所設置は財政リスクが大きいということになる。保護率の低い飯南町でも2年目にして、このような状況であれば、保護率の高い町村では相当の財政的影響を受けるものと思われ、財政負担の点からは町村福祉事務所設置には踏み切れないのではないだろうか。

ま と め

この小論では、不十分な検討であるが、以下の4点が明らかになった。

①町村福祉事務所の設置は、鳥根県、広島県を中心とする中国各県に限定した動向であること。

②鳥根県は福祉事務所の設置にともなう財政負担は特別交付税で補填されるとするが、飯南町や広島県の4町では設置後2年目には特別交付税が減額されており、特別交付税による財政補填は信頼できないこと。

③特別交付税額の内訳が明示されない現状の制度のままでは、町村にとっては福祉事務所設置の財政負担の見通しが立てられず、福祉事務所設置の是非を判断

することができないので、少なくとも特別交付税額の内訳明示が求められること。

④保護費負担分は、普通交付税と同じ算式で算出するのであれば市と同じ普通交付税で措置すべきこと。

なお、今回は、各町村の保護費および保護費国庫負担額のデータが、平成19年度分に限られたため、不十分な検討に終わった。今後は、平成19年度に福祉事務所を設置した鳥根県の6町が、設置後に飯南町のように特別交付税の減額の影響を受けたのかどうか、さらに保護率が高い町村への影響はどうかを、平成20年度の福祉事務所設置町村の保護費、保護費国庫負担額のデータが公表された時点で、改めて検討したい。

また、厚生労働省の「福祉事務所別データ」が平成18年10月のものしか公表されていないことから、保護率との関係が検討できておらず、この点も新しいデータが公表された時点で検討したい。

なお、18年度以前の「市町村別財政状況調」には、町村部分については、保護費や保護費国庫負担額のデータが記載されていないという総務省の資料公表の姿勢にも問題があることを指摘しておきたい。

引用・参考文献

- [1] 総務省「平成19年度 市町村別決算状況調」
- [2] 総務省「決算カード」平成16年度-19年度
- [3] 厚生労働省「福祉事務所別データ」（平成18年10月）
- [4] 総務省「地方財政白書」平成17・18・19年度
- [5] 厚生労働省「19年度福祉行政報告例」

註

- 1) 鳥取県福祉保健課「町村福祉事務所の設置に係る検討状況について」（平成21年6月25日）
- 2) 平成21年09月17日の県議会定例会（本会議）の代表質問の中での町村福祉事務所設置による町村の財政負担増を心配する質問に対する答弁である。国庫補助金の一括交付金化が実施された場合に、福祉事務所を設置した町村についても財政負担が増すことがあるのではないかと趣旨の質問に対する答弁であることを考慮しても十

分な財政的検討がなされたとはいえない。平成 21 年 9 月定例会速報版（9/17 代表質問）本文 25

- 3) 島根県市町村課「市町村への権限委譲計画」平成 15 年 9 月、平成 19 年 3 月及び石飛・中島「島根県における町村福祉事務所設置及び県福祉事務所廃止動向の調査」美作大学紀要 2009 参照
- 4) 島根県知事・島根県町村会「町村福祉事務所の設置に関する覚書」(平成 19 年 2 月 26 日)の第 5 項参照 [資料 1]
- 5) 島根県は、平成 18 年 6 月 7 日、国に対し地方交付税化（町村が福祉事務所を設置した場合の財源措置については市と同様に普通交付税で措置すること）を要望している。なお、鹿児島県長島町も同様の要望をしている。『保健福祉分野における権限移譲の推進について』
「町村設置福祉事務所に係る財源措置は、福祉事務所の運営費が経常的経費であることから、本来、普通交付税で措置されるべきにもかかわらず、特別交付税（12 月分）で都道府県・町村間を調整する扱いとなっているため、設置運営上以下の課題がある。①特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。②普通交付税と特別交付税では交付時期が異なり（普通交付税：4～10 月、特別交付税：12 月）、町村の資金繰りに悪影響を及ぼすこと。③福祉事務所設置に係る経常的な経費が、特別交付税という臨時的な一般財源として措置されているため、経常収支比率を高める要因となること。」 <http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/zyuuten/h19jyuutenn.data/08hokennfukushi.pdf>
- 6) 島根県資料「現行の市町村福祉事務に係る交付税措置の仕組み」(H19) 参照 [資料 2]

表1 町村福祉事務所設置状況

～2004/10/1 (H16)	2006/10/1 (H18)	2007/10/1	2008/4/1	2009/4/1	人口 (05国調)	
榛原町 (S26)					奈良県	H18年1月 宇陀市
十津川村 (S31)					奈良県	4,390人
島本町 (S47)					大阪府	29,025人
美原町 (H10)					大阪府	H17年2月 堺市
大崎上島町 (H16)					広島県	9,236人
	安芸太田町				広島県	8,238人
	北広島町				広島県	20,857人
	世羅町				広島県	18,866人
	神石高原町				広島県	11,590人
				海田町	広島県	29,137人
				熊野町	広島県	25,103人
				坂町	広島県	12,399人
		長島町			鹿児島	11,958人
				屋久島町	鹿児島	13,761人
	飯南町				島根県	5,979人
		東出雲町			島根県	14,193人
		奥出雲町			島根県	15,812人
		海士町			島根県	2,581人
		西ノ島町			島根県	3,486人
		知夫村			島根県	725人
		隠岐の島町			島根県	16,904人
			斐川町		島根県	27,444人
			吉賀町		島根県	7,362人
			邑南町		島根県	12,944人
			津和野町		島根県	9,515人
				川本町	島根県	4,324人
				美郷町	島根県	5,911人
			西粟倉村		岡山県	1,684人
				美咲町	岡山県	16,577人

注：厚生労働省ホームページ及び鳥取県資料より作成

表2 19年度 交付税・生保保護費負担金

(単位：千円)

団体名 福祉事務所設置時期	国勢調査人口 17.10.1	普通交付税 A	特別交付税 B	生活保護費 C	生活保護費 国庫負担金 D	生活保護費 町村負担 E = C - D
東出雲町 19.4.1～	14,193	1,563,338	191,304	125,880	65,278	60,602
奥出雲町 19.4.1～	15,812	5,469,157	761,177	97,162	57,177	39,985
飯南町 18.4.1～	5,979	3,241,554	592,928	53,802	23,483	30,319
海士町 19.4.1～	2,581	1,848,173	266,597	45,308	8,826	36,482
西ノ島町 19.4.1～	3,486	1,623,620	369,370	33,836	13,012	20,824
知夫村 19.4.1～	725	589,164	162,750	11,226	10,117	1,109
隠岐の島町 19.4.1～	16,904	6,889,838	780,911	151,602	87,558	64,044
安芸太田町 18.4.1～	8,238	3,288,188	502,107	80,313	49,528	30,785
北広島町 18.4.1～	20,857	5,876,400	714,795	161,523	101,618	59,905
大崎上島町 16.4.1～	9,236	2,381,807	309,560	115,405	61,713	53,692
世羅町 18.4.1～	18,866	4,506,668	453,361	171,300	97,724	73,576
神石高原町 18.4.1～	11,590	4,871,160	466,164	102,732	51,999	50,733

注：「平成19年度市町村別決算状況調」（総務省）及び「19年度決算カード」（総務省）より作成

表3 特別交付税交付金額の推移

(単位：千円)

	16 (2004) 特別交付税額 (一般会計決算 額構成比)	17 (2005) 特別交付税額 (一般会計決算 額構成比)	18 (2006) 特別交付税額 (一般会計決算 額構成比)	19 (2007) 特別交付税額 (一般会計決算 額構成比)	特別交付税変化 (18-19年度) A	生保町村負担 (19年度) B (支出-国庫)	A - B
飯南町 (18.4.1～)	414,697 4.2	535,949 7.4	632,738 7.7	592,928 7.3	- 39,810	30,319	- 9,491
東出雲町 (19.4.1～)	100,790 2.1	87,359 1.7	61,221 1.2	191,304 3.5	130,083	60,602	69,481
奥出雲町 (19.4.1～)	551,408 3.4	721,682 4.6	738,160 4.2	761,177 4.5	23,017	39,985	16,968
海士町 (19.4.1～)	191,351 4.0	181,662 4.4	176,648 4.2	266,597 6.6	89,949	36,482	53,467
西ノ島町 (19.4.1～)	243,989 6.7	230,981 6.7	226,640 6.0	369,370 10.2	142,730	20,324	122,406
知夫村 (19.4.1～)	129,357 10.7	116,818 10.6	100,575 8.4	162,750 14.5	62,175	1,109	61,066
隠岐の島町 (19.4.1～)	793,380 4.6	645,663 4.1	589,708 3.8	780,911 5.2	191,203	64,044	127,159
安芸太田町 (18.4.1～)	756,960 7.5	567,624 5.7	572,102 6.8	502,107 6.6	- 69,995	30,785	- 39,210
北広島町 (18.4.1～)	618,817 3.5	747,123 4.6	786,679 5.1	714,795 4.6	- 71,884	59,905	- 11,979
大崎上島町 (16.4.1～)	(15年) 645,579 549,468 6.5	413,668 4.8	311,138 4.1	309,560 4.0	- 1,578 (15-16年度) 35,800	53,692	52,114
世羅町 (18.4.1～)	664,439 3.9	488,782 4.0	521,779 4.7	453,361 4.1	- 68,418	73,576	5,158
神石高原町 (18.4.1～)	717,914 4.9	520,981 4.5	512,392 4.9	466,164 4.6	- 46,228	50,733	4,505

注：「平成19年度市町村別決算状況調」（総務省）及び「19年度決算カード」（総務省）より作成

表4 保護率・保護人員と生活保護費負担額

(単位：千円)

	特別交付税額 19年度 A	特別交付税減 額19-18年度 B	生保負担19年度 (支出-国庫) C	C / A	B - C	保護率% 18年10月	保護人員 18年10月	国勢調査 17年10月
安芸太田町 18.4.1～	502,107	- 69,995	30,785	0.061	- 39,210	6.0%	50人	8,238人
北広島町 18.4.1～	714,795	- 71,884	59,905	0.083	- 11,979	5.3%	112人	20,857人
大崎上島町 16.4.1～	309,560	- 1,578	53,692	0.173	52,114	5.3%	49人	9,236人
世羅町 18.4.1～	453,361	- 68,418	73,576	0.162	5,158	4.7%	90人	18,866人
神石高原町 18.4.1～	466,164	- 46,228	50,733	0.108	4,505	3.7%	45人	11,590人
飯南町 18.4.1～	592,928	- 39,810	30,319	0.051	- 9,491	4.7%	27人	5,979人
東出雲町 19.4.1～	191,304	130,083	60,602	0.316	69,481			14,193人
奥出雲町 19.4.1～	761,177	23,017	39,985	0.052	16,968			15,812人
海士町 19.4.1～	266,597	89,949	36,482	0.136	53,467			2,581人
西ノ島町 19.4.1～	369,370	142,730	20,324	0.055	122,406			3,486人
知夫村 19.4.1～	162,750	62,175	1,109	0.006	61,066			725人
隠岐の島町 19.4.1～	780,911	191,203	64,044	0.082	127,159			16,904人

注：「福祉事務所別データ（平成18年10月）」（厚生労働省）及び「平成19年度市町村別決算状況調」（総務省）、「19年度決算カード」（総務省）より作成

(%)

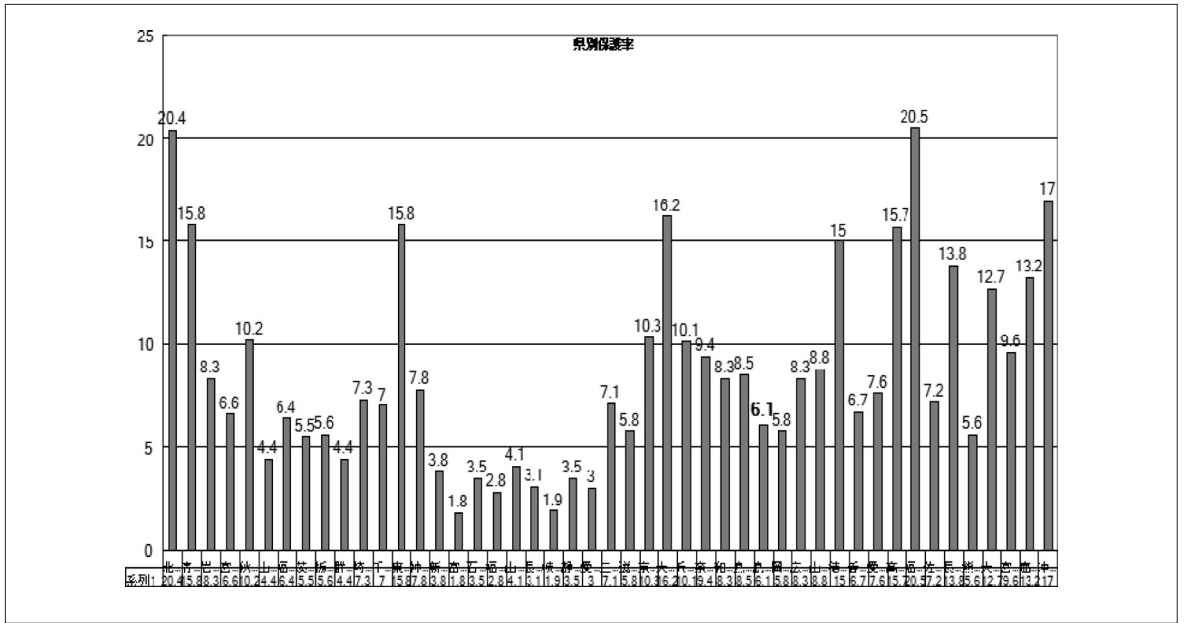


図1 都道府県別保護率 (%) 厚生労働省「19年度福祉行政報告例」[5] より作成

(千円)

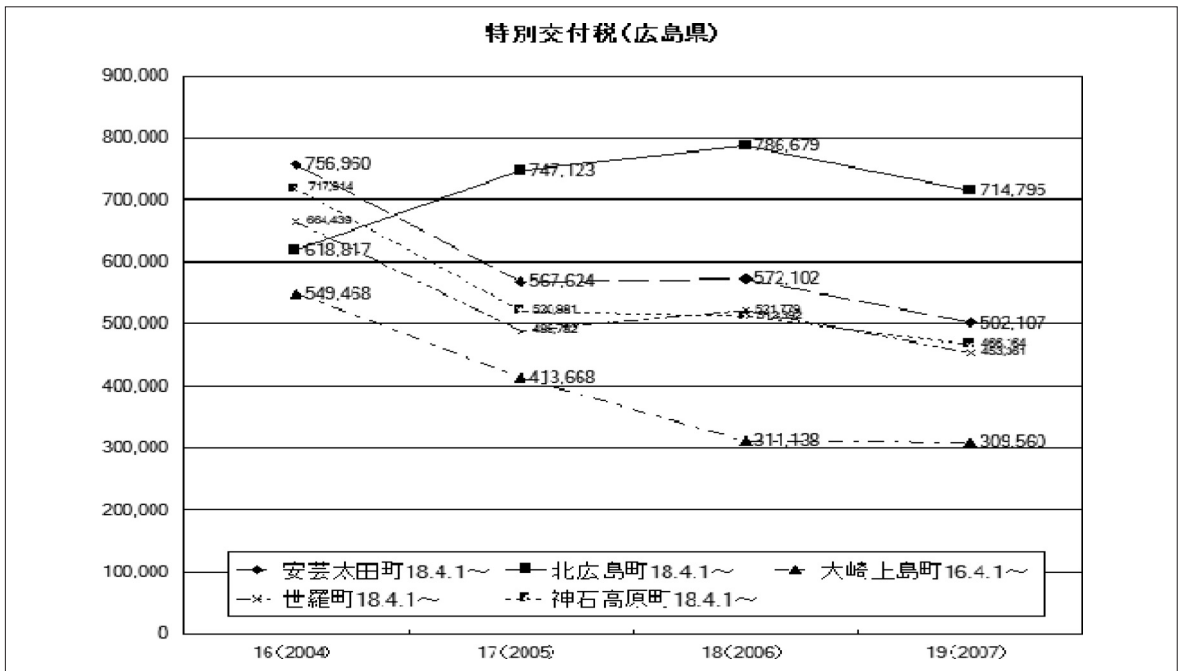


図2 広島県の町村福祉事務所設置時期と特別交付税額の変化
「平成19年度市町村別決算状況調」(総務省)及び「19年度決算カード」(総務省)より作成

[資料] 1 「町村福祉事務所の設置に関する覚書」(写)

島根県(以下、「甲」という。)と島根県町村会(以下、「乙」という。)は、町村の福祉事務所の設置に当たり、以下のとおり、覚書を締結する。

- 1 甲と乙は、福祉に関する行政サービスの提供主体が市町村に一元化されるという時代の大きな転換期を迎えている中で、福祉事務所が担う生活保護等の行政サービスについても可能な限り住民に身近な市町村において一元的に提供されることが望ましいという共通認識に立って、町村の福祉事務所の設置に向けた取組みを進めるものとする。
- 2 甲は、上記の基本的な考え方を踏まえつつも、社会福祉法上町村の区域を所管区域とする福祉事務所の設置は県が行い、町村は任意で設置することができるものとされていることに鑑み、乙の構成町村に対し、福祉事務所の設置を強要することのないようにするものとする。
- 3 甲は、福祉事務所を設置する町村に対し、福祉事務所の円滑かつ安定的な運営及び生活保護等の実施水準を確保するため、その設置前及び設置後において、研修機会の確保、人的支援、技術的・専門的助言等の多面的な支援を行うものとする。
- 4 甲は、町村の福祉事務所に係る行政経費が特別交付税により措置されていることを踏まえ、特別交付税の配分に当たって福祉事務所関係経費の措置額を明示するとともに、乙と連携・協力して、市分と同様普通交付税による措置とするなど、より安定的な財源確保に向けた制度改正を行うよう、国に強く働きかけるものとする。
- 5 甲は、現行の仕組みが継続する間において、福祉事務所を設置した町村の当該福祉事務所に係る特別交付税措置額が、算定方式の見直し等により、被生活保護者数の動向とは無関係に現行方式による算定額を大幅に下回り福祉事務所の運営に支障を及ぼすような事態となった場合には、財政上の配慮から適切な対応を行うものとする。

平成19年2月26日

島根県知事 澄田信義
島根県町村会長 本田恭一

[資料] 2

現行の市町村福祉事務に係る交付税措置の仕組み (H19)

【市(福祉事務所分)分】

【普通交付税】 厚生費	生活保護費
	社会福祉費 (行政権能1)

市分

単位費用 A : 6,580 円
測定単位 B : 市部人口
補正係数 C : 段階×態容×(寒冷I+寒冷II)+密度
算式 : $A \times B \times C$

単位費用 a : 14,800 円
測定単位 b : 市部人口
補正係数 c : 段階×態容+密度
算式 : $a \times b \times c$

県分

6,600 円
町村部人口
寒冷+密度
同左

8,850 円
県人口
同左
同左

